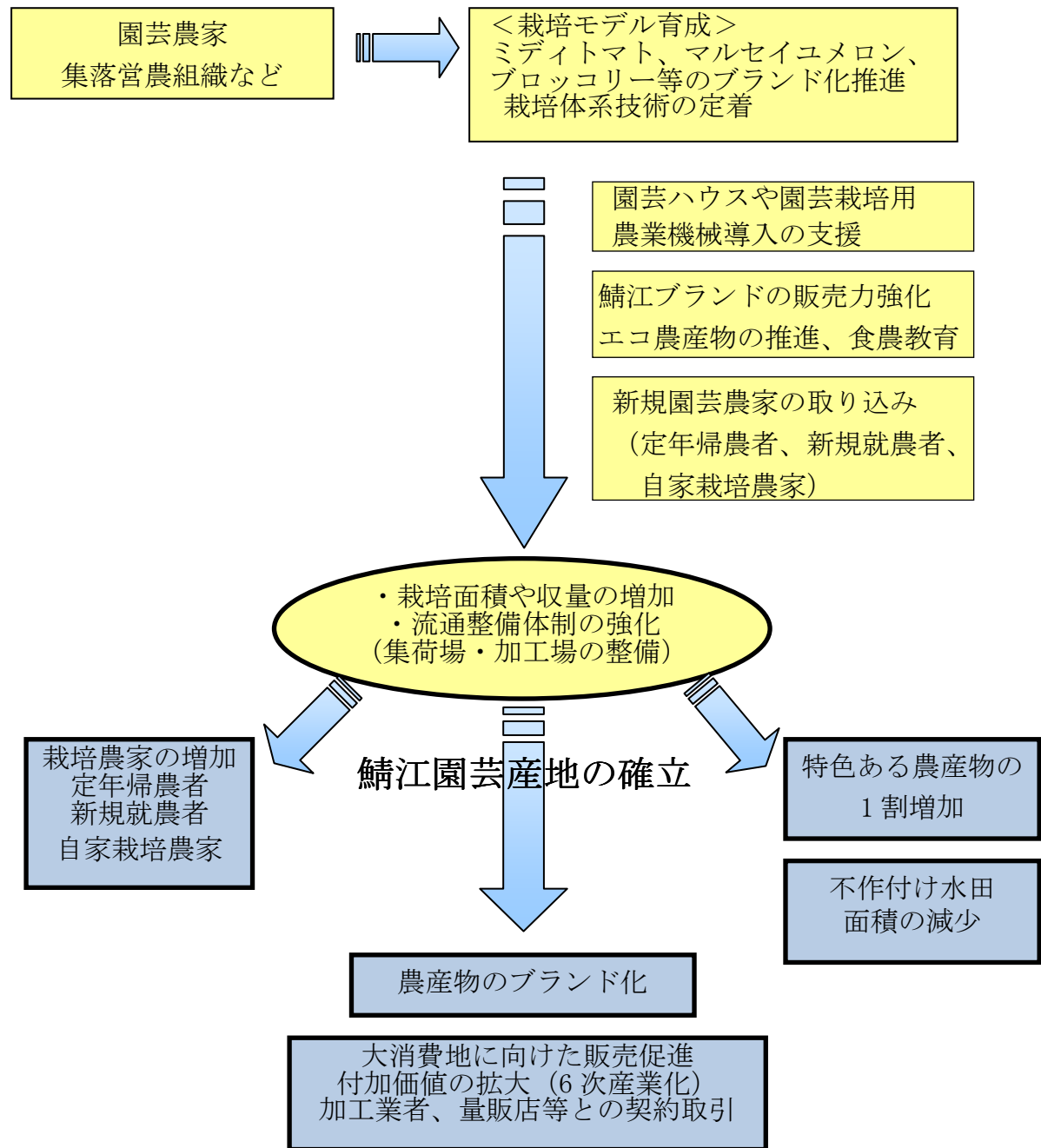


< 鯖江市園芸農業振興の体系フロー図 >



概要版

鯖江市園芸振興プラン

平成 26 年 1 月
鯖 江 市

<プランの位置づけ>

本プランは、本市の園芸作物の栽培および販売加工、流通、消費といった多方面からの取り組みが求められます。そのため、県・市・JAが計画目標に定める「普及指導計画書」および「鯖江市農業・林業・農村ビジョン」、「中期3ヵ年事業計画書」などと相互に関係した園芸振興プランとして位置づけるものです。


<プランの期間> 平成26年度～平成28年度(3年間)

＜基本方針＞ ～計画的で安定的な園芸作物栽培と出荷流通体制を目指した産地づくり化に向けて～

＜基本施策＞


1 収益性の高い主要な園芸作物の生産振興

①収益性の高い園芸モデルの提示
②経営拡大を目指す農家への支援
③栽培管理支援と集出荷体制整備




2 生産者と消費者が支えあう園芸産地づくり

①「鯖江ブランド」の確立と販売力強化
②減農薬・減化学肥料栽培の推進
③食農教育の推進



3 園芸農家の育成と確保

①新規園芸農家の育成
②巡回指導や栽培技術研修会等の充実
③経営体の後継者確保のための支援



＜園芸振興プランの基本目標＞

内容	政策目的	基準年 (H24)	H26	H27	H28
鯖江型園芸モデルの実践農家数	園芸取組	0人	3人	3人	6人
ミディトマト、マルセイユメロン、ブロッコリー、軟弱野菜の販売額	生産振興	17,257千円	22,000千円	24,000千円	28,000千円
エコファーマー取得者数(園芸)	環境調和	40人	42人	45人	50人
地場野菜市場等への出荷農家数	地産地消	126人	140人	150人	160人
新規園芸就農者の育成	新規就農	0人	2人	4人	6人

※新規園芸就農者とは、市にて認定された新規就農者（新規就農促進支援システム事業の対象者等）とする。

※表中の人数は、延べ人数を示す。

- ・収益性の高い園芸モデルを提案
(鯖江特産農作物+軟弱野菜の作業体系、大麦栽培後の水田活用、育苗後ハウスの利用)
- ・園芸に取り組む農家への経費支援や栽培管理支援（圃場準備作業や収穫作業補助など）

【施設栽培】収益性の高い園芸作物栽培







ミディトマト (越のルビー) マルセイユメロン (さばえ夢てまり) ホウレンソウ コマツナ

【露地栽培】大麦や枝豆後の大規模ブロッコリー栽培





大麦栽培 ブロッコリー

- ・特色ある新たなさばえブランド園芸作物（吉川ナスやさばえ菜花等）の生産振興
- ・販路拡大に向けたPRや西山公園道の駅と連携した多様な販売チャンネルの確保
- ・県認証制度エコファーマー制度を活用（化学肥料・農薬を削減した栽培取組を支援）
- ・食農教育

【特色ある鯖江ブランド野菜栽培】 **【販路拡大の戦略的PRと環境配慮型農業】**






吉川ナス さばえ菜花 道の駅西山公園(完成予定図) エコファーマー登録票

- ・新規就農支援としての就農相談会の開催や農業法人等での就農体験の推進
- ・女性や定年帰農者等の取り込み
- ・初期投資の負担軽減を図るため支援
- ・モデルとなる園芸施設での研修会
- ・後継者確保が見込めない経営体の農地、ハウス、機械等の有効利用



ニーズにあった多様な農業への新規参入
新たな農業担い手の確保
市内食料自給率の向上
条件不利地・遊休農地の有効活用

鯖江市新規就農促進支援システム

役割: 農業委員会 利用権による耕作農地の確保 (要件を満たす場合は農用地利用集積計画による所有権取得)
市: 新規参入者が必要とする技術指導、販路開拓、商品開発、農地の整備、機材等導入に対する支援

市民農園

役割: 農業委員会 市民農園に適した遊休農地の紹介
市: 市民農園の開設、運営の支援

自立できる農業者の参入【鯖江市新規就農システム】

- ・収益を得ること目的に新規就農希望者
- ・耕作面積 1,000㎡以上
- ・実行期間 2年間
- ・農地の全て効率的に、常時従事して耕作

余暇を利用した農業者の参入【鯖江市民就農システム】

- ・余暇等を利用して収益を得ることを目的に新規就農希望者
- ・耕作面積 300~1,000㎡未満
- ・実行期間 3年割
- ・農地の全て効率的に耕作

レクリエーション的な農業への参入【市民農園の利用】

- ・自家消費を目的に農業に従事する市民
- ・耕作面積 300㎡未満